

従業員向けのプライバシー通知

No. ADM016/06/22

当社は、従業員から取得した個人情報保護の重要性を認識しておりますので、仏暦 2562 年個人情報保護法に従いデータ主体から許可を得ずに従業員の個人情報へのアクセス、利用、開示、変更を防止するセキュリティ体制及び個人情報の適切な取り扱うルールを整備させていただきます。従業員の個人情報の収集、利用、開示、保管期間、廃棄・消去、データ主体の権利を説明するため、従業員向けのプライバシー通知書を発行させていただきました。本通知書の内容をご確認ください。

1. 情報収集の目的

当社は法的根拠に依拠して個人情報を取扱う。個人情報の収集の目的は次の通りである。

1.1 応募者の情報

- 1.1.1 面接の予約、面接結果の通知、雇用契約の締結を含んで、エントリーシートの内容検討、応募者の面接、応募者の能力と資格の評価、応募するポジションまたはオープンポジションに対する適正の評価のために個人情報を利用、開示する。
- 1.1.2 第三者または外部機関に応募者の外国人職業規制に基づく資格や法律資格などの業務に必要な資格を含む経歴確認を要請し、ワークパミットとビザ申請などによってその法律資格を取得するように手配のためにする。また、就業の際における労働者保護を目的として応募資格と相応しさを検討することに必要な健康情報とその他の情報を確認して保管するためにする。
- 1.1.3 応募者の資格に相応しいポジションがある時、応募者への連絡のためにする。
(面接に落ちた場合、または応募者が何らかの理由で雇用契約を締結しない場合のみ)
- 1.1.4 ISO 認証サービスを行っている会社及び社内への情報開示を含む当社の品質管理、内部監査、品質マネジメントシステムにおけるサーベイランス審査に利用するためにする。
- 1.1.5 当社の正当な権利を保護したり、当社に対する申し立てに異議を唱えるためにする。例えば、訴訟を起こすこと、法廷闘争、調停などである。

1.2 従業員の情報

- 1.2.1 データ主体との雇用契約の締結、契約内容の変更、データ主体の解雇のためにする。

- 1.2.2 外国人職業規制や労働安全衛生環境法令に基づく資格などの業務に必要な法律資格を確認し、ワークパミットとビザ申請や安全管理者の任命によってその法律資格を取得するように手配のためにする。また、就業の際における労働者保護を目的として応募資格と相応しさを検討することに必要な情報を確認して保管するためにする。
 - 1.2.3 データ主体の業務に関わることを行うためにする。例えば、顧客・取引先とのやり取り及び取引契約の締結のために名刺の作成、会社の代理人として政府機関とのやり取り権限の委任状の作成などである。
 - 1.2.4 法律及び定款に基づき労働者登録、アテンダントの管理（指紋スキャンによる入社・出社時間や欠勤の管理）、人事評価、昇格承認の検討、懲戒処分の判断、解雇の検討、会社方針及び情報の通知などの人事管理の業務に取扱われる。従業員個人情報を会社のデータベースに登録するのは、データ主体の雇用証拠、エントリーシートの記載データの保護、入社・出社時間の記録、健康診断結果報告書の保管などの雇用契約履行の証拠として行われる。また、法律に基づいて保管することや政府機関へ提供するために行われる。
 - 1.2.5 給与、ボーナス、前払金の返金、社会保険料の納付、所得税の納税、福利厚生を支給、健康保険の加入や定期健康診断の手配などの年中行事を行うように社会保険庁や税務署の政府機関、派遣会社、銀行、保険会社、プロビデントファンドの運用会社に対して提供するためにする。
 - 1.2.6 従業員に社内・社外及び国内・海外の講習会を手配するように労働保護福祉局・労働省・職能開発局などの政府機関、グループ会社・講習会実施機関・航空会社に対して提供するためにする。
 - 1.2.7 企業買収、企業売却、企業合併、リストラを含んで、従業員へのパソコン支給、パソコンの使用履歴の確認、パソコンの返却、パソコンセキュリティとネットワークセキュリティのインストール、データベースへのアクセス制限などの一般事務の仕事及び情報技術に関連する仕事に利用するためにする。
 - 1.2.8 当社の正当な権利を保護したり、当社に対する申し立てに異議を唱えるためにする。例えば、訴訟を起こすこと、法廷闘争、調停などである。
- 1.3 関係者の情報
 - 1.3.1 応募者の面接、応募者の能力と資格の評価、応募するポジションまたはオープンポジションに対する適正の評価を含んで、応募者の経歴と資格を確認するためにする。

- 1.3.2 従業員が会社で勤務中に事故に遭う際に連絡するためにする。
- 1.3.3 応募者が応募しているポジションを募集する時、または応募者の資格に相応しいポジションがある時に応募者との連絡のためにする。（応募者が面接に落ちた場合、または応募者が何らかの理由で雇用契約を締結しない場合のみ）
- 1.3.4 労働者名簿の補足データとして記録及び従業員に福利厚生を支給のためにする。
- 1.3.5 当社の正当な権利を保護したり、当社に対する申し立てに異議を唱えるためにする。例えば、訴訟を起こすこと、法廷闘争、調停などである。

2. 定義

2.1 一般的なデータ

故人を除き、個人の身元まで直接または間接的に遡ることができるデータである。

2.2 センシティブなデータ

民族、人種、政治的見解、宗教、性行動、性行動、犯罪歴、健康関連情報、障害関連情報、組合加入の状況、遺伝データ、生体データ、個人情報保護法に規定されているデータ主体に対して不当の差別やリスクをもたらすデータである。

2.3 応募者

直接応募、人材紹介会社を通して応募を問わず、当社から給料、福利厚生、他の報酬をもらって当社にて正規社員、契約社員、派遣社員として働く希望を持ち面接を受ける人である。当社でインターンシップとして研修する希望を持つ人も含む。

2.4 従業員

当社から給料、福利厚生、その他の報酬をもらって仕事をしている人である。例えば、役員、作業員、マネジャー、派遣社員、契約社員、有期契約インターンシップなどである。

2.5 派遣社員

当社の顧客を除き、当社に対して商品の販売、サービスの提供を行う個人及び法人、または当社の取引先である。

2.6 データ主体の関係者

応募者あるいは従業員が本通知書の目的に基づいて当社に対して情報を提供した第三者である。例えば、家族、緊急時の連絡先などである。

3. 個人情報の区分

本通知書に記載される個人情報は情報収集の目的によって全部または一部収集される。

3.1 一般的なデータ及び連絡先情報

例えば、タイトル、氏名、ニックネーム、年齢、性別、生年月日、国籍、職業、住所、写真、署名、婚姻状況、電話番号、メールアドレスである。

3.2 学歴、職務経歴

例えば、学歴と教育歴、受講した講習会と受験した試験の情報、在学中に参加した課外活動、スキル、語学力、スペシャル知識、職歴と経験、入社した会社名、勤務期間、応募ポジションと希望給料、申込日、エントリーシートの番号などである。

3.3 人事管理に関する情報

例えば、応募者の資格評価の結果、応募者に対する見解、面接の結果、採用ポジション・試用期間・給料などの採用条件、月収データ、口座番号、社会保険の加入データ、プロビデント・ファンドの加入データ、生命保険・健康保険のデータ、本採用の判断結果、人事評価の結果、懲戒処分歴、休暇履歴などである。

3.4 参考情報

例えば、当社に提示したレジュメ・エントリーシートの情報、その他の書類の情報（応募ポジションに関する資料など）、身分証明書、パスポート、運転免許証、兵役免除状況、職歴証明書、給与証明書、給与明細、銀行口座、住居登録証、氏名変更の証明書、社会保険カード、納税者カード、ワークパミット、卒業証明書、高等教育機関の卒業証明書、資格証明書、名刺、社会保険加入申請書、犯罪歴調査の同意書、犯罪歴の調査結果、雇用契約と関連書類、語学力証明書、コンピューター操作技能の証明書、その他の資料などである。

3.5 センシティブなデータ

例えば、宗教、血型、犯罪歴、指紋、身長と体重などの健康情報、持病、検診結果（診断書付き）、健康診断結果、体温などである。

備考：当社に開示した第三者のデータ、または本通知書に基づき収集した資料に記載されてある第三者のデータがあった場合、その第三者に対し、データ主体は第三者に係る本通知書の内容を含めて通知しなければならない。

3.6 情報資源

3.6.1 データ主体

- 口頭による開示： 直接話すこと、電話で話すこと
- 書類による開示： エントリーシート、推薦状、レジュメ、名刺、契約書、社会保険加入申請書、プロビデント・ファンド加入申請書、グループ保険加入申請書、当社の採用活動に関する書類

- 他の連絡方法による開示： メール、ファックス、就職活動に必要な個人情報が記載されてある採用サイト

3.6.2 第三者

- 応募者の情報
人材紹介会社、過去の働きぶりを聴取するためにエントリーシートに記載された推薦人、入社した会社、政府機関、派遣会社、大学、学校、先生
- 従業員の情報
人材紹介会社、過去の働きぶりを聴取するためにエントリーシートに記載された推薦人、入社した会社、政府機関、検診を受けた病院、銀行、プロビデントファンドの運用会社、保険会社、商業省事業開発局、商務省
- データ主体の関係者の情報
応募者または従業員

4. 個人データの処理

データ処理は次の法的根拠に依拠して利用および/または開示のために行われる。

4.1 一般的なデータ処理の法的根拠

- データ主体との契約締結または契約の履行のため
- 会社または第三者の法的利益のため
- 法律上の義務の遵守のため
- データ主体の身体、健康、生命にかかわる危険な状態を防止するため
- データ主体の同意に基づくあらゆる行動をとるため

4.2 センシティブなデータ処理の法的根拠

- 公的権限の行使の為に遂行される義務の履行のため
- 法律で規定されている目的を満たすように法律上の義務の遵守のため
- データ主体の同意に基づくあらゆる行動をとるため

個人データの追加収集、または本通知書以外の処理目的における個人データの利用の必要性がある場合にはデータ主体に新たな法的根拠を改めて通知する。また、データ主体の個人データを収集、利用、開示するには、個人情報保護法に基づきデータ主体に同意を取得する。

4.3 個人データを開示しない場合

4.3.1 応募者及び応募者の関係者

応募資格の検討のために個人データを取扱う。データ主体が応募資格の検討に

必要なデータを開示しなかったら、応募資格の検討ができない場合がある。応募するポジションに必要なデータである場合には、不採用として判断される可能性がある。また、応募者の関係者が必要なデータを開示しない場合にも、応募者の不採用として判断される可能性もある。

4.3.2 従業員及び従業員の関係者

従業員と関係者の情報は、当社と取引関係にある会社の取引実施を含んで、雇用契約の履行のために収集される。データ主体が必要なデータを開示しない場合、当社は雇い主、データ主体の雇い主との契約当事者（派遣社員の場合）または取引関係にある会社との契約当事者として雇用契約のとおり実現することができないのでデータ主体の勤務及び研修に影響を及ぼす可能性がある。

雇用契約履行以外には、従業員に対して、健康保険の加入などの福利厚生を支給するために従業員と関係者の必要な情報の開示同意を取得する場合がある。データ主体が拒否または同意撤回をした場合には、データ主体に通知した情報収集の目的に沿って実現することや福利厚生を支給することができない。なお、情報開示の同意・拒否・撤回はデータ主体の判断によって自由にすることができ、データ主体に対する人事評価にも影響を与えない。

5. 個人データの開示、送信、移転

本通知書の情報収集の目的に基づき、個人データが場合によって次の第三者に対して開示される場合がある。

- 5.1 当社の顧客または取引先、IT システムの開発会社またはデータベースの構築会社、人材紹介会社、採用サイト、会計監査役、弁護士、ビジネスコンサルタント、他の専門コンサルタント
- 5.2 サブコン会社
- 5.3 データ主体の関係者
- 5.4 講習会実施機関
- 5.5 応募者の入社した会社、または推薦人
- 5.6 社会保険庁、税務署、商務省、タイ投資委員会、労働省、入国管理事務所、大使館、警察庁、警察署などの政府機関
- 5.7 商業銀行、保険会社、プロビデントファンドの運用会社、航空会社、旅行各社、病院などの民間企業
- 5.8 警察官、裁判所、仲裁人、弁護士、裁判及び調停に関わる人もしくは機関

5.9 企業買収、企業売却、企業合併、リストラに関わる人

6. 保管期間

6.1 応募者

データ主体の個人情報には採用検討中に保管される。検討結果が出た時に次のとおり個人情報を処理する。

6.1.1 採用を判断する場合はデータ主体の退職 1 年後まで保管する。

6.1.2 不採用を判断する場合は面接日から 3 ヶ月まで保管する。また、データ主体は採用検討のためにセンシティブなデータの保管を同意した場合、データ主体のセンシティブなデータも面接日から 3 ヶ月まで保管される。

6.2 従業員

従業員の個人データは以下の通り保管される。

6.2.1 従業員、役員、派遣社員の個人データは基本的にデータ主体が退職まで保管するが、退職の 1 年後まで保管する場合がある。

6.2.2 インターンシップの個人データは基本的に雇用契約期間中に保管するが、契約満了の 1 年後まで保管する場合がある。

6.2.3 健康診断データ、健康情報、犯罪歴、グループ保険はデータ主体の退職後に廃棄や消去される。

6.2.4 指紋データはデータ主体の退職 30 日後に廃棄や消去される。

7. データ主体の権利

データ主体の個人情報に関する法的権利は次のとおりである。

7.1 **同意を撤回する権利** 収集する個人データは、データ主体が全部または一部の収集、利用、開示の同意をいつでも撤回する権利を有する。個人データ処理の同意撤回は過去に遡って影響・効力を及ぼさないものである。

7.2 **個人データへのアクセスおよびコピー取得の権利** データ主体は個人データへのアクセスおよびコピー取得の権利を有する。そして、収集同意のない個人データがあれば、当社にそのデータの取得先の開示を要求することができる。

7.3 **第三者提供の権利** 第三者への個人データの送信や移転は法律の下で要求することができる。

7.4 **個人データ処理に異議を申し立てる権利** 個人データの収集、利用、開示は法律の下で異議を申し立てることができる。

- 7.5 **個人データを消去する権利** 個人データの消去、廃棄、個人の身元まで遡ることできない情報にすることは法律の下で要求することができる。
- 7.6 **個人データ処理を制限する権利** 個人データの処理は法律の下で制限することができる。
- 7.7 **個人データを是正する権利** 誤ったデータの是正、または不足したデータの追加を要求することができる。
- 7.8 **苦情を申し立てる権利** 当社などが個人情報保護法を違反した場合は、個人情報保護委員会への苦情を申し立てることができる。
- 上記の権利行使をする際、以下の問い合わせ先までに届出書提出による申請することができる。権利行使の届出が拒否される場合は、データ主体に対し、拒否の理由をつけて回答する。

8. プライバシー通知の改訂

本通知書は 2022 年 6 月 1 日に発行された。本通知書は必要に応じて改定される場合があり、当社は改定権利を有する。

9. 問い合わせ先

ベストテックス（タイランド）株式会社

住所：1/72 Moo 5 Rojana Industrial Park, Kanham, U-Thai, Pranakorn Sri Ayutthaya
13210

電話番号：035-330940-42, 035-226548-9

ファックス：035-330647, 035-226547, 035-719073

ウェブサイト：www.bestex.co.th



(Mr. Yasuhiro Tanaka)

Managing Director